

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月12日(水) 午前9時55分から午前10時11分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 20人

会長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

### 委員

1番 武本 章吾 委員 5番 三宅 健二 委員 6番 平松 頼雄 委員

7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員 10番 三宅 健 委員

11番 古城 茂樹 委員 12番 中西 公仁 委員 14番 藤原 安信 委員

15番 中川 逸実 委員 16番 藤田 壽則 委員 18番 井上 保邦 委員

19番 香西 英雄 委員 20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員

22番 栗坂 豪 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 4人

4番 矢野 秀典 委員 13番 難波 朋裕 委員 17番 山地 康弘 委員

23番 大村 孝志 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 矢野 秀典 委員 7番 安田 茂 委員 18番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第7号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 小山 八穂子 事務局主任 大橋 浩直 事務局主任 藤田 寛子

事務局主事 矢野 佐世子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時55分)
事務局 塩津副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から6月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和6年6月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号19番香西英雄委員と議席番号20番田中博之委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の藤田主任と矢野主事を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて13件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p>

	<p>【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】</p> <p>まず1頁1番については、前月保留の案件です。6月開催の倉敷東地区協議会で、改めて協議したところ、申請者（譲受人）の所有農地の現状について、疑義が解消されませんでしたので、継続して保留とのご意見でした。</p> <p>次に、2頁7番についてですが、申請者（譲受人）による、申請地の耕作開始の可能性について疑義が生じ、玉島地区協議会で協議した結果、保留意見となりました。</p> <p>その他につきましては、特に問題となるような案件はありませんでした。</p> <p>このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、1番並びに7番については保留、その他については農地法第3条第2項各号に該当しないため、異議なく許可、とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件ですが、1番と7番については保留、その他の案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第1号の1番と7番は保留、その他の11件について、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、4頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に4件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の4件について</p>

各委員	許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
議 長	<p>【異議なしの声】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から4番について、許可と決定します。</p> <p>続きまして、5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいます、安田委員、井上委員に関係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>（ 安田委員、井上委員退席 ）</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明 】</p> <p>藤田でございます。</p> <p>それではご説明させていただきます。</p> <p>議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、まずはお手元に配布しております取下げ表をご覧ください。12頁33番でございますが5月31日に取下げとなっております。</p> <p>それでは5頁に戻っていただいて、議案の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画でございますが5頁から17頁にかけて62件の貸借権設定及び1件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。</p> <p>まず、貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が10件、使用貸借が52件でございます。</p> <p>また、利用期間につきましては更新が23件、新規が39件でございます。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが30件、農地所有適格法人によるものが1件、一般法人が2件、その他は個人でございます。</p> <p>借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。</p> <p>次に、17頁の所有権移転についてご説明いたします。</p> <p>本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。</p> <p>この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が農用地等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業で</p>

ございます。

土地の所在は真備町下二万地内の農地で、所有者である[ ]から公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が買い入れるもので、引渡時期は令和6年6月25日を予定しております。

本件は、当該事業の定める基準を満たしており、書類上の不備もありませんでした。

議案第3号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、取下げられた案件を除いた貸借の61件及び所有権移転1件の合わせて62件すべて承認が相当と判断いたします。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、（取下げ分を除き）全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第3号は、（取下げ分を除き）9全件承認といたします。

事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

（入室）

退室されていた2名の委員に報告いたします。

議案第3号は、（取下げ分を除き）全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、18頁をご覧ください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】

成田でございます。議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。18頁に1件の申請がありました。

現地を確認したところ全てにおいて、水稻の作付けができる状態であり、被相続人は生前から利用権の使用貸借を設定されておりました。そして、相続人は相続により取得した農地の貸付を継続し、その後も引き続き、貸付先の農業経営者が耕作を行うと判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。

なお、本件については東地区協議会においてご審議いただき、異議なく承認をいただいております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局から説明がありましたが、議案第4号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号については承認とします。審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第7号について報告・説明】</p> <p>大橋です。報告いたします。</p> <p>19頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から26頁にかけて20件の届出がありました。</p> <p>次に27頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から28頁にかけて7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に29頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から35頁にかけて33件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、36頁から37頁にかけて7件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に38頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、38頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に39頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが39頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p>

	<p>次に40頁をお開きください。</p> <p>報告7号「農用地利用配分計画について」でございますが、40頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。</p> <p>本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
塩津副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は7月10日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時11分)</p>



倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年6月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

